

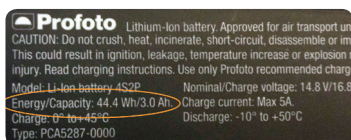
# Profoto リチウムイオンバッテリー 輸送上の注意 (2014年版)

PROFOTOのすべてのリチウムイオンバッテリーについて適用

## 販売店様、ならびに、エンドユーザー様

本バッテリー輸送上の注意は、プロフォト製品のすべてのリチウムイオンバッテリー (LiFe) バッテリーについて適用されます。国連輸送規制によって、リチウムイオンバッテリーを含んだ航空、道路、鉄道、海上輸送のすべての出荷物は、危険物の扱いとなります。リチウムイオンバッテリーの輸送のための一般要件は、国連試験基準マニュアルPart IIIの試験に合格し、試験が認証されることです。試験はProfoto ABの委託を受けた代行機関によって実施され、バッテリーは問題なく試験に合格しました。証明書のセクションをご覧ください。

お客様は、販売店あるはエンドユーザーとして、各輸送手段（航空、道路、鉄道、海上輸送）に適用される輸送規則に従う必要があります。輸送規則は、国内および国際的に定められています。



国連認証試験に合格したバッテリーの輸送条件は、バッテリーのエネルギー容量(Wh)によって異なります。バッテリーのエネルギー容量(Wh)は、バッテリーに貼ってあるラベルに記載されています(左の例を参照)。

## エネルギー容量100Wh以下の Profoto製リチウムイオンバッテリー

注！下記の指針は、IATA規則書に基づいた一般的な指針です。航空会社によってはさらに厳しい規制がある場合がありますため、航空機の予約時に、搭乗客が輸送する危険物についての特別規則の有無を、ご利用の航空会社の規則を確認していただく必要があります。

ジェネレーターにセットされている場合、受託手荷物としての機内預けならびに手荷物としての機内持ち込みが認められています (IATA-DGR 2.3.5.9 & Table 2.3.A/ICAO-TI Part 8, 1.1.2 (s))。

ジェネレーターにセットせずに単体の場合、手荷物としての機内持ち込みは認められていますが、受託手荷物としての機内預けは禁止されています。予備のバッテリーとしての手荷物としての機内に持ち込める個数は、搭乗客によって、その旅程で使用するにあたって「合理的に説明できる」数であることが必要です (IATA-DGR 2.3.5.9 & Table 2.3.A/ICAO-TI Part 8, 1.1.2 (s))。

予備バッテリーは、ショート防止のために個別に梱包することを推奨します。

## エネルギー容量100Wh以上の Profoto製リチウムイオンバッテリー

搭乗手続きの前に、航空機の運航責任者から書面による承諾を得る必要があります。フライト予約時に運航責任者に承諾書を依頼しなければなりません。承諾は書面で受け取る必要があります。行程中は印刷物として承諾書を携帯しなければなりません。承諾は運航責任者によって許可されたフライトでのみ有効です。

ジェネレーターにセットされた一つのみ、受託手荷物としての機内預けならびに手荷物としての機内持ち込みが認められています<sup>1</sup>。

ジェネレーターにセットせずに単体の場合は、受託手荷物としての機内預けは禁止されていますが、予備のバッテリーとして2個までに限って手荷物としての機内持ち込みが認められています<sup>2</sup>。

予備バッテリーは、ショート防止のために個別に梱包することを推奨します。

## 破損または不具合のあるバッテリー

破損または不具合のある、あるいはその恐れがあるバッテリーを、航空機で輸送することは禁止されています。それらの状態のバッテリーは、陸上あるいは海上でのみ、該当する危険物規則に全面的に従う場合のみ輸送することが許されています (特別規定A145, IATA-DGR & ICAO-TI)。商品受け取り時にバッテリーが動作しない場合は、バッテリー回収のための適切な措置を取ることができるように、+46 8 447 53 25に電話するか、あるいは、order@profoto.comにEメールを送って、プロフォトの発注部門にご連絡ください。

## 国連による証明書

バッテリーが国連試験に合格したことを示す証明書は、www.profoto.comのサポートページからダウンロードしていただけます。